阿南市の市章及びロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市の市章(昭和33年阿南市告示第22号。以下「市章」という。)及び阿南市をアピールするための阿南市ロゴマーク(古くから海の恵みを受け、また山々に囲まれた自然豊かな環境であることから、海と山の自然の中、市民が健康に満ちて、日々活動する姿を、阿南市の「阿」の字をモチーフに描かれた、平成22年に決定されたもの。以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、市章及び市旗の取扱基準の制定について(昭和63年6月28日付阿南秘発第134号通達)のほか必要な事項を定める。

(権利の帰属)

- 第2条 市章及びロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。 (使用の申請)
- 第3条 市章及びロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。) は、あらかじめ阿南市市章・ロゴマーク使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
 - (1) 市、教育委員会、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会が使用するとき。
 - (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
 - (3) 市職員又は市議会議員の名刺、名札等に使用するとき。
 - (4) 市が主催又は共催する事業において使用するとき。
 - (5) 市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。
 - (6) 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
 - (7) その他、市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

- 第4条 市長は、前条の規定による使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは承認しない。
 - (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 市章及びロゴマークを定めた趣旨に添わないと認められるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、 又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により、承認し、又は承認しなかったときは、阿南市市章・ロゴマーク使用承認・不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知する。なお、 承認しなかったときは、その理由を明記するものとする。

(使用の遵守事項)

- 第5条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、市章及びロゴマークを使用するに当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申請書に記載した使用目的以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 提供されたデータの色、形状、形式等を変更して使用しないこと。 (使用の差止め)
- 第6条 市長は、市章及びロゴマークの使用に関し、第4条ただし書に該当し、 又は前条に反すると認めるときは、その使用を差止めることができる。
- 2 前項の使用の差止めについては、その理由を明記した阿南市市章・ロゴマーク使用差止め通知書(様式第3号)により通知する。
- 3 前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該申請に係る市章及 びロゴマークの使用をしてはならない。
- 4 市は、使用の差止めにより生じた損害について、一切の責任を負わない。 (使用承認期間)
- 第7条 使用承認期間は、申請者が申請した使用期間とする。ただし、使用する 媒体等により使用期間がふさわしくないと認めるときは、使用期間を変更し て承認することができる。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ市 と協議し、その承認を得なければならない。

(使用料)

第9条 市章及びロゴマークの使用料は、無料とする。 (管理)

第10条 市章及びロゴマークの管理は、企画部企画政策課が行う。 附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。

(様式第1号)(第3条関係)

阿南市長 宛て

阿南市市章・ロゴマーク使用申請書

年 月 日

				+	刀	Н
住 所	〒					
団体及び代表者名 (個人の場合は氏名)						
電話番号						
メールアドレス						
申請種別	市章	•	ロゴマーク			
使用目的 及び 使用概要						
使用期間						

第号年月日

様

阿南市長

(公印省略)

阿南市市章・ロゴマーク使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市章・ロゴマークの使用について、その 使用を承認・不承認とします。

(使用の遵守事項)

- ・申請書に記載した使用目的以外の目的に使用しないこと。
- ・提供されたデータの色、形状、形式等を変更して使用しないこと。

(様式第3号)(第6条関係)

第 号 年 月 日

様

阿南市長

(公印省略)

阿南市市章・ロゴマーク使用差止め通知書

年 月 日付け 第 号により承認した市章・ロゴマークの使用について、次の理由によりその使用を差止めます。

なお、この通知があった日以後、当該承認に係る市章・ロゴマークの使用はできません。

理由